

# 最適土地利用対策推進事業 業務委託先募集要項

## 1 業務の目的

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村は2025年3月末までに農地1筆毎に担い手を位置付ける目標地図を含む地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を策定したところである。地域の話し合いを踏まえ、地域計画が策定されたが、担い手不足により担い手を位置付けることができず、検討中とせざるを得ない農地が多く見受けられる。

担い手が位置付けられない農地は遊休農地化が進み、また相当時間が経過すると再生に係る経費も増大化することとなるため、早期の段階で担い手を位置付ける必要があるが、担い手不足の地域等においてはそれができない状況にある。

少ない担い手で農地を管理する手法として、粗放的利用・管理\*が今後ますます重要となってくることから、有効な手法等の実証・研究を行い、担い手不足の地域等に事例を紹介することで、粗放的農業を推進し、遊休農地の発生を防止する。

※慣行栽培に比べて少ない経費と労力で採算性を確保し、農地としての活用を持続させる仕組みを構築すること。

## 2 業務の内容

別添「最適土地利用推進事業 業務委託仕様書」のとおり。

## 3 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 委託金額限度額

545,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

### (3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、規則第129条の3の各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。

### (4) 契約期間

契約締結日（2025年5月中旬予定）から2026年2月27日（金）まで

### (5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

## 4 事業者の選定

企画提案を募り、選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

## 5 募集期間

2025年4月7日（月）から4月28日（月）まで

## 6 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、契約の日までに以下の取扱内容の全てに登録されていること。
  - ア 業務（大分類）「03：役務の提供等」  
営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」  
取扱内容（小分類）「10：植物管理」のうち、（細分類）「01：除草・草刈り」
  - イ 業務（大分類）「03：役務の提供等」  
営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」  
取扱内容（小分類）「10：植物管理」のうち、（細分類）「03：草花管理」
- (3) 事業を円滑に推進し、不測の事態にも迅速な対応ができるよう、県内に本店又は支店等があること。
- (4) プロポーザル開始の日から契約の日までの間に、県から指名停止を受けている日が含まれないこと。
- (5) 代表者が破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

## 7 応募方法等

### (1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（様式1）

イ 添付書類

- (ア) 応募者の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- (イ) 定款及び寄付行為、規約等
- (ウ) 直近2か年の決算報告書。なお、法人設立直後で決算を迎えていない場合は企画提案書（様式1）の1「提案者の概要」に「法人設立直後で決算未到来」と記入すること。
- (エ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書
- (オ) 諸規定（経費の積算基礎となるもの）
- (カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）

※記載されている取組について、該当する取組がある場合、必要書類を添付して提出すること。

※紛失等により登録証等を所持していない場合は、登録等の事実について書面（再発行された登録証等又は証明書など）により確認するものとする（別紙1「登録証明書」参照）。

ウ 提出部数 各1部。データのみによる提出可。

## (2) 提出期限

2025年4月28日（月）午後5時（必着）

※募集期間の受付時間は、土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受け付けすることができない。

## (3) 提出方法

データの場合は、下記メールアドレスに送付する。なお、データサイズが15MBを越える場合は、送付を複数回に分けるか、大容量メール便等により送付すること。紙により提出する場合は、持参若しくは郵送等で提出する。

※郵送等の場合は、配達の場合で期限時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

## (4) 企画提案書作成上の注意

### ア 書類の様式

用紙サイズはA4判（横書きとし、ページ番号付き）とすること。

### イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (イ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合
- (オ) 第三者の著作権等の権利を侵害した場合

### ウ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案書類の提出はできない。

### エ 提出書類の変更の禁止

提出書類の問合せ、変更、差し替え又は再提出には原則として応じない。

### オ 提出書類の管理等

- (ア) 応募書類は返却しない。
- (イ) 提出書類に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- (ウ) 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- (エ) 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画提案書は県と協議の上、決定する。

## (5) 提出先及び問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県農業水産局 農政部 農業振興課 利用集積グループ  
担 当 近藤、森下  
電 話 052-954-6404 (ダイヤル)  
メール nogyo-shinko@pref.aichi.lg.jp

※ 応募に関する問合せは、電子メールとし、質問に対する回答は農業振興課 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-shinko/>) に掲載する。

なお、電子メールの件名等に「最適土地利用対策推進事業に関する質問」と明記すること。

## 8 提案の審査・選定等

### (1) 審査方法等

提出後は県が書類の形式審査を行い、別に設置する審査委員会で応募者の審査と選定を行う。

なお、審査は非公開で行い、審査に関する問合せには応じない。また、審査委員会の構成員氏名等についても公表しない。

### (2) 審査委員会

審査委員会において、応募者からプレゼンテーションを行うこととする（1応募者あたり説明10分、質疑応答10分を予定）。

なお、審査委員会は以下のとおり開催する。

#### ア 日 時

2025年5月7日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

※企画提案者は自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

集合場所やプレゼンテーション時間については、追ってメール等で連絡する。

#### イ 場 所

愛知県庁 西庁舎10階 共用会議室

#### ウ 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

(ア) 事業の実現性・実効性について

a 事業の実施体制等

b 企画提案者の事業基盤

(イ) 提案内容の優良性について

a 事業の実施方法

b 事業の内容

### (3) 予備審査

応募者が6件以上の場合、以下のとおり審査委員会事務局による予備審査を行う。

なお、予備審査も非公開とし、構成員氏名等についても公表しない。

- ア 提出書類の書面審査を行う。
- イ 審査基準は審査委員会に準ずる。
- ウ 応募者の順位を付け、上位5件を審査委員会へ付議する。
- エ 予備審査会の結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさない。
- オ 予備審査会の結果は、全ての応募者へメール等で通知する。

**(4) 選定**

審査委員会の結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

**(5) 通知**

審査結果は選定後、速やかに応募者へ文書で通知する。

**(6) 契約**

選定した委託先と、委託金額限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

応募時の見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

**10 スケジュール（予定）**

2025年4月7日	委託先募集開始
2025年4月28日	企画提案書の提出期限
2025年5月7日	審査委員会による審査、委託先の決定
2025年5月中旬	契約締結
2026年2月下旬	事業完了
2026年2月下旬	完了報告書の提出
2026年3月上旬	完了検査、請求書の提出
2026年3月中旬	委託料の支払い

**11 その他**

- (1) 提出書類の作成及び提出、審査委員会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、県は受託者と協議のうえ、契約の変更を行うことができるものとする。
- (3) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約手続きを選択することができる。電子契約の詳細については、愛知県のHPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。